

関東信越税理士会 熊谷支部 1 月例会次第

日時 平成25年1月15日(火)

午前9時30分～

場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

- | | | | |
|---------------|---------------------|---|-------------|
| (1) 12月13日(木) | 例会・署との協議会・忘年会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (2) 12月13日(木) | 支部理事選挙 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (3) 12月14日(金) | 県連支部長会・理事会 | 於 | 大宮サンパレス |
| (4) 1月 7日(月) | 新年挨拶回り | 於 | 熊谷税務署他 |
| (5) 1月 7日(月) | 正副支部長・地域長会議 | 於 | 六兵衛 |
| (6) 1月 8日(火) | 熊谷商工会議所新春賀詞交歓会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (7) 1月10日(木) | 深谷商工会議所新春賀詞交歓会 | 於 | 埼玉グランドホテル深谷 |
| (8) 1月11日(金) | 署との綱紀監察協議会 | 於 | 熊谷税務署 |
| (9) 1月11日(金) | 正副支部長・署との協議会 | 於 | 熊谷税務署 |
| (10) 1月12日(土) | 埼玉県行政書士会熊谷支部新年賀詞交歓会 | 於 | マロウドイン熊谷 |

2. 会務予定及び連絡事項

- (1) 支部研修会
日時 1月15日(火)午前10時40分～
場所 ホテルガーデンパレス
内容 震災関連税制(所得税)・農業青色申告
- (2) 県連常務理事会・理事会・賀詞交歓会
日時 1月15日(火)午前11時50分～
場所 パレスホテル大宮
- (3) 熊谷地区税務指導四者協議会
日時 1月16日(水)午後4時00分～
場所 熊谷会館
- (4) コールセンター及び県外派遣税務相談業務事前説明会
日時 1月17日(木)午後1時30分～4時45分
場所 大宮法科大学院2階講堂
- (5) 支部理事会
日時 1月17日(木)午後5時30分～
場所 熊谷商工会館 3階3号室
- (6) 支部青年部研修会
日時 1月18日(金)午後2時00分～5時00分
場所 日本政策金融公庫
- (7) 農業青色申告会との調印式
日時 1月18日(金)午後3時30分～
場所 熊谷税務署
- (8) 電子申告パソコン操作研修会
日時 1月21日(月)・28日(月)午後1時30分～4時00分
場所 埼玉工業大学23号館情報基盤センター実習室
- (9) 法人会青年部との合同研修会
日時 1月30日(水)午後4時00分～
場所 ホテルシティーフィールド
- (10) 埼玉県宅地建物取引業協会10周年式典・賀詞交歓会
日時 2月1日(金)午後4時45分～
場所 ホテルガーデンパレス
- (11) 正副支部長・署との協議会
日時 2月4日(月)午後4時00分～
場所 熊谷税務署

(12) 正副支部長・地域長会議

日時 2月4日(月)午後4時45分～

場所 支部事務局

(13) 支部臨時総会

日時 2月7日(木)例会終了後

場所 ホテルガーデンパレス

(14) 理事予定者会議

日時 2月7日(木)午前11時30分～

場所 ホテルガーデンパレス

(15) 確定申告研修会

日時 2月7日(木)午後1時00分～

場所 ホテルガーデンパレス

3. その他の協議報告事項

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

確定申告相談変更

飯島由美子元会員分

2月22日(宇都宮支部) 松本一良会員

2月25日(深谷コミセン) 村田克也会員

3月 8日(深谷コミセン) 戸井田利夫会員

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

転出

飯島由美子(平成24年12月25日 上尾支部へ転出)

6. 次回例会予定

日時 2月7日(木) 午前9時30分～ 署との協議会・支部例会・地域例会

場所 ホテルガーデンパレス *バス 午前9時10分 熊谷駅南口・熊谷市役所発

支部研修

日時 2月7日(木) 午後1時00分～

場所 ホテルガーデンパレス

内容 確定申告期研修

講師 熊谷税務署担当官

7. 支部ホームページ

ユーザー名 kumazei

パスワード kuma2012

支部ホームページアドレス <http://www.sakitama.or.jp/tains-k/>

* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。例会資料が見られます。

* 今後の例会日日程を掲載しました。

2月例会 2月 7日(木)午前9時30分～

3月例会 3月 29日(金)午後4時00分～

4月例会 4月 8日(月)午前9時30分～

5月例会 5月 7日(火)午前9時30分～

* 予定ですので変更になる場合もあります。

税理士事務所における無料税務相談日程表 24年

氏名	月日	氏名	月日	氏名	月日
中央地区		甲田嘉六	2月 1日	柴崎 健	2月 4日
相原信夫	2月 4日	櫻井則彦	6日	曾根邦夫	8日
新井重道	4日	嶋田洋一	4日	染谷芙美子	6日
飯島由美子	5日	清水 武	14日	竹村宗一	8日
氏家健二	4日	清水茂昭	14日	富田秀昭	5日
岡本祐一	6日	鈴木 昇	14日	長谷部信行	8日
荻野八郎	8日	高橋泰三	12日	長谷部好一	8日
近藤 博	1日	高橋勤二	12日	福島泰彦	15日
相馬広明	12日	田代充雄	1日	堀野富士夫	14日
曾根和也	8日	中村尚和	13日	武藤伸悟	14日
納見 宏	12日	能見孟俊	15日	茂木信次	1日
野本年信	13日	橋本久夫	14日		
西田政隆	8日	増田俊樹	1日		
松島宏明	1日	松本一良	6日		
本塚文雄	15日	村田克也	12日		
本塚雄一郎	15日	森田正男	1日		
吉留良平	8日	山崎浩成	8日		
渡辺 実	14日	陸名久好	6日		
渡辺 保	14日	龍前篤司	5日		
渡辺雅江	14日	渡邊慶二	4日	南部地区	
		小島久幸	1日	伊東修二	2月12日
				伊藤新吾	1日
				大山 進	4日
東部地区				大山 亨	4日
天笠裕司	2月12日	西部地区		大久保秀彦	5日
飯島賢二	13日	荒木茂人	2月13日	金井千尋	8日
石井喜浩	4日	石澤利一	12日	木村和吉	6日
石川利吉	5日	江森 武	5日	林 法政	8日
市原忠男	1日	大谷廣安	6日	林 正浩	8日
岩井恒夫	6日	大谷宏一	6日	原 靖	13日
小野博行	8日	小野澤克則	8日	蛭川高鋭	5日
桃沢邦夫	12日	柿沼和歌枝	13日	藤野佳子	14日
木島重雄	5日	小島周二	1日	水野利男	1日

氏名	月日	氏名	月日	氏名	月日
水野敦史	2月 1日	萩原直幸	2月 13日	角田房司	2月 8日
三村二郎	4日	橋本泰久	8日	寺山智久	5日
三村万造	4日	藤井一雄	15日	中澤仁之	4日
森戸 裕	15日	堀越雄司	4日	中野敦夫	1日
安原 猛	15日	前嶋修身	1日	中村久三郎	12日
横室英雄	4日	前島義邦	12日	中村文男	12日
		前島義徳	12日	中村敏行	1日
		山川宏之	4日	灰野耕二	8日
		油井豊仁	12日	萩原 篤	13日
		吉田嘉高	14日	濱野高志	5日
		吉田貴之	14日	福島 昭	6日
				福島繁夫	6日
北部地区				藤元豊治	8日
姉崎正一	2月 12日	深谷地区		横村义彦	4日
井上征夫	1日	秋池正江	2月 4日		
大島孝夫	5日	足立憲夫	1日		
柿沼明男	5日	内田守一	5日		
亀村昌雄	8日	大久保匡志	8日		
金子治夫	4日	萩野 薫	6日	大里地区	
神田福男	5日	萩野正博	6日	新井 叶	2月 12日
木本英男	6日	笠原行男	1日	新井政雄	4日
木本純二	6日	金子良光	12日	黒瀬 進	5日
小田部安彦	4日	神山隆夫	13日	小林喜一郎	6日
小林 勇	8日	木藤久丹江	4日	小林賢一郎	6日
小林拓人	13日	黒須克仁	8日	橋本則彦	1日
櫻井富美子	14日	小暮隆史	12日	南 絹代	13日
澤田勝利	13日	高岡 洋	13日	山本文子	15日
鈴木康夫	1日	高橋 鐵	14日	吉橋 徹	14日
須永栄子	4日	高橋信雄	15日		
戸井田浩	14日	高橋幸一	15日		
戸井田利夫	1日	武田 哲	5日		
長澤久雄	1日	塚原昭二	1日		
中村武司	15日	土屋政信	4日		

平成25年1月15日

会 員 各 位

関東信越税理士会熊谷支部
支 部 長 渡 辺 実
副 支 部 長 萩 原 直 幸
地 域 長 林 法 政
研 修 部 長 曾 根 和 也

税理士会36時間規定研修

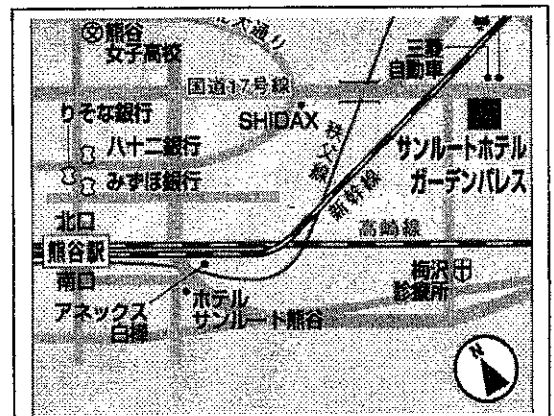
平成24年度熊谷支部確定申告研修会のご案内

拝啓 毎日厳しい寒さが続いておりますが、会員の先生方におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、下記の要領にて毎年恒例となりました熊谷支部確定申告研修会を開催いたしますので、何かとお忙しいこととは存じますが、多くの会員並びに事務所職員の皆様にご出席いただけますようご案内申し上げます。 敬具

記

日時	平成25年 2月 7日 (木) 午後13時00分～17時00分
受付	午後12時30分より
場所	ホテルガーデンパレス
内容	「平成24年度確定申告研修」
講師	熊谷税務署各担当官 所得税 消費税 資産税 管理運営
対象	税理士会会員及び職員
費用	資料代 会員は無料 職員は1,000円/1人
単位	4単位
バス	熊谷駅南口 12時30分発



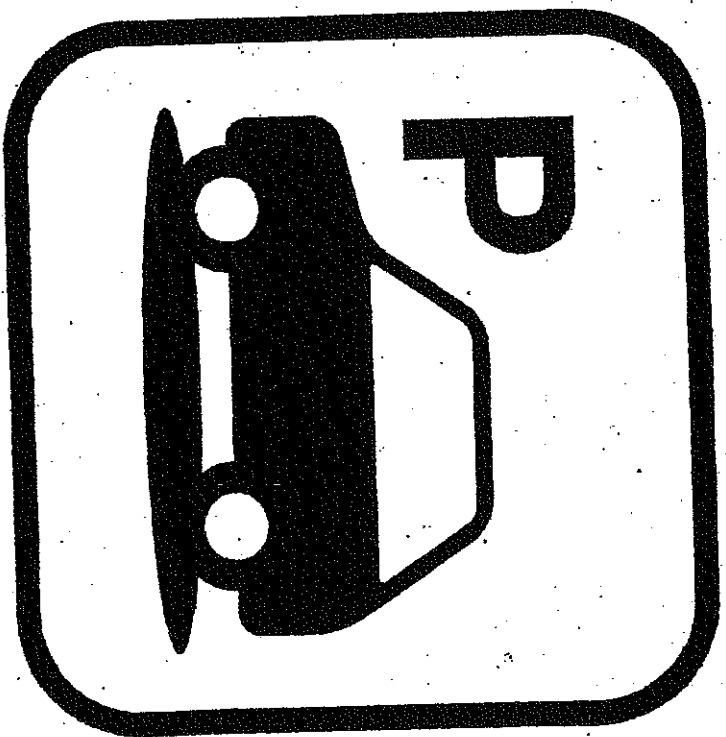
★資料準備の為、1月31日(木)までに支部事務局宛お申し込み下さい。

きりとり不要 FAX 048-521-9612

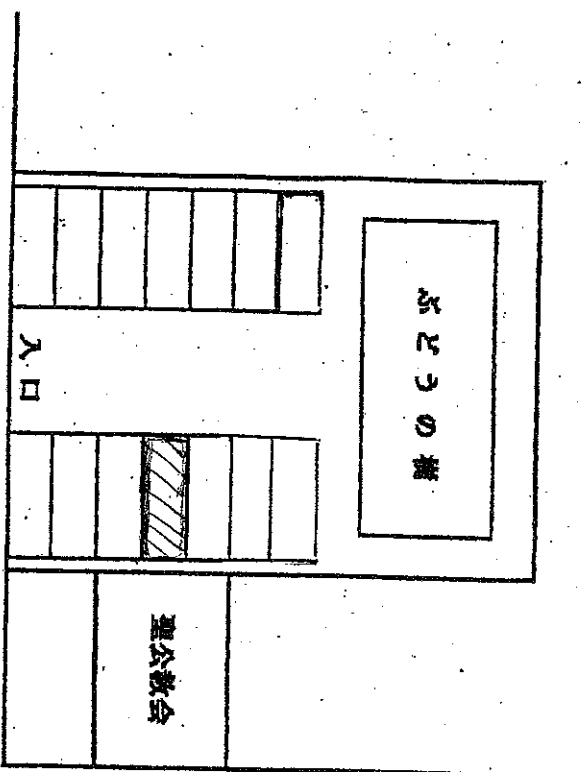
平成25年2月7日の確定申告研修会出席人数

会 員	名	事務所職員	名	合 計	名
-----	---	-------	---	-----	---

会員事務所名 _____



関東信越税理士会熊谷支部



* 聖公会教会駐車場の税理士会利用場所は、上記の 台分です。
 * 利用期間は1月1日～3月31日までです。(土日祝日を除く)

税務支援の傷害保険補償内容について

- 1 保険種類:普通傷害保険
- 2 保険期間:平成 24 年 7 月 12 日から平成 25 年3月31日の約 10 ヶ月間
- 3 被保険者:税務支援にかかわる税理士
- 4 補償内容:税務支援業務のために自宅出発してから帰宅する間の傷害事故
- 5 保険金額:死亡保険金 1, 000万円
後遺障害保険金 1, 000万円～30万円(障害の程度に応じて)
入院日額 10, 000円
通院日額 5, 000円
- 6 連絡先等
万一、事故にあった際、下記あて御通知ください。通知いただく際、保険証券番号が必要となりますが、次のとおりです。
【保険証券番号】 R000421773
【連絡先】 株式会社 損害保険ジャパン本店火災新種保険 SC 部第一 SC 課
電話 03-3349-4654
なお、夜間・休日事故サービスセンターの連絡先は以下のとおりです。
(株)損保ジャパン・ハートフルライン
0120-727-110
【受付時間】 平日(月～金)17時～翌9時
土日祝日(損保ジャパン休日含む)24時間
- 7 傷害保険が適用される税務支援事業について
傷害保険が適用される税務支援業務は、平成 24 年 7 月 12 日から平成 25 年3月31日における次の事業です。
 - (1) 訪問個別指導方式による記帳指導
 - (2) 無料申告相談
 - (3) 申告案内コールセンター
 - (4) 年金説明会における申告相談
 - (5) パソコン会計記帳指導
 - (6) 各種説明会等での講師
 - (7) 協議派遣方式により実施される税務支援業務
 - (8) 独自事業のうち、常設型(税務相談所における)税務支援及び会場型(本会が独自に設営する会場における)税務支援
 - (9) 「特設の会場で行う税務相談に関する実施要領」に基づき実施される税務相談業務(金融機関等による税務相談業務など)

※ 宿泊を伴う税務支援の場合、上記適用はありません。その場合、別途、傷害保険の契約を行う関係で、従事される日前に、関東信越税理士会事務局(担当:渡辺・岩崎 Tel048-643-1661)まで、御連絡ください。

おねがい

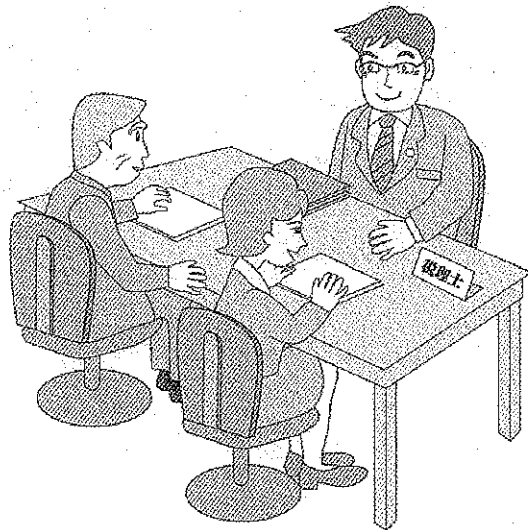
税理士でない者が、納税者の代理をしたり、申告書等税務書類の作成をするとか、税務相談を行うことは、税理士法によってできないことになっております。

税理士会では、こうした税理士制度の公共性にこたえ、「少額な所得とか、経済的理由によって、有料では税理士に委嘱することのできない方」を支援する事業を行っております。

本年分のあなたの所得ですと、税理士会で行っている無料税務相談の趣旨にそぐわなくなります。たいへん恐縮ですが、有料とさせていただきますのでご理解ください。

なお、わたしも税理士は次のような仕事をしております。

1. 記帳・決算書作成の相談及び代行
2. 土地・建物を売った税金、相続・贈与に関する税金の相談と申告書の作成
3. 所得税・法人税・消費税等のほか、各種税金の相談と税務書類の作成
4. 企業経営の相談
5. 融資申請手続



関 東 信 越 税 理 士 会

支部 担当税理士

平成 年分税務相談表（会員事務所用）

確申 様式1号

年 月 日	
支 部	
担当税理士	

申告書提出月日を記入してください

[illegible]

電話による相談	件	いずれか一つの該当項目に○印	↑
		有 料 分 に ○ 印	_____

※ 確定申告書提出期限までに支部長に提出してください。

日時 平成 25 年 1 月 15 日 (火)

9 時 30 分～

場所 ホテルガーデンパレス

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

(1) 確定申告会場設置に伴う署内レイアウトの変更について (総務課)

(2) e-Tax の普及及び定着について (総務課)

別添 1 「法定調書の作成・提出はパソコンで！！」参照

(3) 改正国税通則法の施行について

(総務課)

(4) 確定申告期における期限内納付指導等について

(管理運営部門)

イ 期限内納付指導について

ロ 振替納税の利用推進について

別添 2 「納付の期限等のお知らせ」 参照

(5) 平成 24 年分確定申告相談等の日程について

(個人課税部門)

別添 3 「平成 24 年分 確定申告相談の日程等」 参照

(6) 確定申告書の早期提出について

(個人課税部門)

別添 4 「平成 24 年分 所得税の確定申告書等の提出 (受付) 名簿」 参照

別添 5 「平成 24 年分 関与先企業等の従業員に係る確定申告書等の提出 (受付) 名簿」 参照

(7) 公的年金等受給者の確定申告不要制度について

(個人課税部門)

別添 6 「公的年金等受給者の確定申告不要制度のご案内」 参照

- (8) 個別記帳指導（最終回）について（個人課税部門）
記帳指導対象者と連絡調整の上、2月上旬までに決算・申告指導を実施願います。

- (9) 平成 24 年分無料相談（深谷コミュニティセンター）の実施要領について（個人課税部門）

イ 実施要領

別添 7 「平成 24 年分 深谷コミュニティセンターにおける無料税務相談実施要領」参照

ロ 周知用チラシ（全戸配付）

別添 8 「所得税の確定申告は、e-Tax をご利用ください（チラシ）」参照

3 税理士会からの連絡事項

添付書類

- 1 法定調書の作成・提出はパソコンで！！ (総務課)
- 2 納付の期限等のお知らせ (管理運営部門)
- 3 平成 24 年分 確定申告相談の日程等 (個人課税部門)
- 4 平成 24 年分 所得税の確定申告書等の提出 (受付) 名簿 (//)
- 5 平成 24 年分 関与先企業等の従業員に係る確定申告書等の提出 (受付) 名簿 (//)
- 6 公的年金等受給者の確定申告不要制度のご案内 (//)
- 7 平成 24 年分 深谷コミュニティセンターにおける無料税務相談実施要領 (//)
- 8 所得税の確定申告は、e-Tax をご利用ください (チラシ) (//)

法定調書（合計表）のe-Taxによる提出について

e-Tax（国税電子申告・納税システム）は、給与所得の源泉徴収票をはじめ、すべての法定調書が提出できるほか、各種法定調書合計表についても提出することができます。

e-Taxをご利用いただく前に

① 電子証明書の取得等

電子証明書とICカードリーダーライタを取得します（各種手数料と購入費がかかります）。

② 開始届出書の提出

「電子申告・納税等開始届出書」を提出します。
オンラインで提出した場合は、利用者識別番号等がオンラインで発行（通知）されます。
書面による提出も可能です。

③ e-Taxの初期登録

e-Tax ホームページからe-Taxソフトをダウンロードし、電子証明書の登録などの「初期登録」を行います。

法定調書の光ディスク等による提出について

法定調書は、書面及びe-Taxによる提出のほか、光ディスク等（CD・DVD・MO・FD）により提出することができます。

光ディスク等により提出する場合には、事前に申請が必要です。また、提出する規格等が定まっておりますので、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。

提出に当たってはセキユリディの確保のため、データの暗号化（自己復号型）を行って提出することをお勧めいたします。

法定調書の提出枚数が1,000枚以上となった場合

法定調書の種類ごとに、前々年に提出すべきであった当該法定調書の枚数が1,000枚以上である法定調書については、平成26年1月1日以降、光ディスク等またはe-Taxによる提出をしなければなりません。

法定調書の作成・提出はパソコンで!!

～ e-Tax、光ディスク等でもっと便利に ～

ペーパーレスで自宅やオフィスもすっきり!!

00税務署

法定調書

e-Tax

CD、DVD
MO、FD

○ e-Tax（国税電子申告・納税システム）による提出

自宅やオフィス、税理士事務所からインターネットを利用して法定調書や合計表の提出ができるので、税務署への送付や持参の必要がなく、大変便利です。詳しい情報は、e-Taxホームページをご覧ください。

「インターネット」で

検索

イータックス

イータックス

e-Taxの操作に関するお問い合わせは、「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(TEL 0570-01-5901)へ
※ 受付時間は、月曜日から金曜日（祝日等及び12月29日～1月3日を除く）の午前9時から午後5時までとなっております。（受付時間については、今後変更する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。）

○ 光ディスク等（CD・DVD・MO・FD）による提出

市販の表計算ソフト等を利用してデータ作成ができます。大量の法定調書を作成する場合に適しており、事務の省力化、効率化、またペーパーレス化が実現できます。



CD、DVD
MO、FD

e-Taxで法定調書 ~作成・提出ガイド~

スタート

e-Taxソフトは、e-Taxホームページ
(www.e-tax.nta.go.jp)からダウンロード
します。

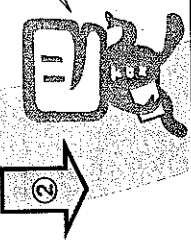


法定調書の内容
を入力します。



法定調書計表の内容を入力します。
一定の項目は自動的に編集・計算されます！

「作成」のメニューから、
作成する法定調書を選択します。



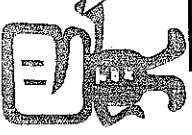
登録した支払者の住所・氏名等を入力した調書の内容等は、
翌年も利用することが可能ですので、同じ住所を何度も入力
する手間がかりません。

POINT!!

提出先の税務署や支払者の
住所・氏名等の基本情報を
入力します。



e-Taxで法定調書等を送信する場合
は、電子証明書(電子署名)の添付が
必要です。
※ 税理士等による代理送信の場合
は、提出義務者の電子署名を省略
することができます。



あとは、送信するだけ！

数分間の作業で完了！



振替納税のご案内

納税には

便利で安全な振替納税(口座振替)

.....をお勧めします!

- 納税をうっかり忘れることなく、振替日にご指定いただいた預貯金口座からの引き落としにより自動的に納付ができます。
- 金融機関や税務署の窓口まで現金を持ち歩く必要がなく安全です。
- 一度手続をすれば、継続して利用できます。
(転居等により所轄の税務署が変わった場合は新たに手続が必要です。)

【提出書類】

「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」(金融機関への届出印の押印が必要です。)

用紙が必要な方は所轄の税務署窓口へお尋ねください。

また、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)からダウンロードすることもできます。

【提出期限】

振替納税を利用する申告所得税、消費税・地方消費税の納期限まで

平成24年分確定申告
から利用する場合

申告所得税▶ 平成25年3月15日

消費税・地方消費税(個人事業者)▶ 平成25年4月1日

【提出場所】

所轄の税務署又は「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」に記載した金融機関に持参又は送付してください。

※インターネット専用銀行等の一部金融機関、及びインターネット支店等の一部店舗では振替納税が利用できませんので、ご利用の可否については取引先の金融機関にご確認ください。



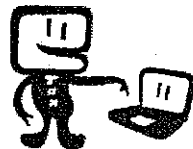
振替納税は、期限内に確定申告書を提出された場合に利用できます。

電子納税のご案内

電子納税を利用すると、金融機関や税務署の窓口に出向くことなく、自宅やオフィスからインターネットを利用して国税を納付することができます。ご利用に当たっては、事前に「電子申告・納税等開始届出書」(e-Taxの開始届出書)を提出し、利用者識別番号の発行を受ける必要があります。

詳しくは、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)をご覧ください。

なお、e-Taxの操作に不明な点がある場合には、e-Tax・作成コーナーヘルプデスク(0570-01-5901)へお問い合わせください。



国税庁ホームページ www.nta.go.jp

国税庁

検索



国税庁ホームページでは、確定申告についての情報を掲載しておりますので、是非ご覧ください。

リサイクル推進 ④
この印刷物は、印刷物の一部をリサイクルできます。



納付の期限等のお知らせ

平成24年分

確定申告

申告所得税

消費税・地方消費税

(個人事業者)

納付の期限
(納期限)

平成25年

3/15

金

平成25年

4/1

月

振替日

(振替納税をご利用の場合)

平成25年

4/22

月

平成25年

4/24

水

納付額のメモにご利用ください…→

円

円

申告所得税の延納をご利用の場合の延納分の納期限及び振替日(振替納税をご利用の場合)は平成25年5月31日(金)です。

納税者の皆様には、所定の期限までに所轄の税務署へ申告書を提出していただくとともに、納付する税額がある場合は、上記の納期限までに金融機関又は所轄の税務署で自ら納付していただく必要があります。

申告書の提出後に、別途、税務署から納付書の送付や納税通知書等のお知らせはありませんので、ご注意ください。

※ 納付できない事情がある場合には、お早めに所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。

● 振替納税を利用されている方へ

振替日にご指定の預貯金口座から納税額を自動的に引き落としますので、事前に預貯金口座の残高をご確認ください。

残高不足等で振替ができない場合は、納期限の翌日から納付日まで延滞税がかかりますのでご注意ください。

転居等により所轄の税務署が変わった場合には、新たに振替納税の手続が必要になります。

● 振替納税を利用されていない方へ

現金に納付書を添えて、納期限までに金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付してください。納付書をお持ちでない場合は、税務署又は所轄の税務署管内の金融機関に用意してある納付書をご利用ください。

※ 金融機関に納付書がない場合には、所轄の税務署にご連絡ください。

また、自宅からインターネットを利用して納付することもできます。裏面の「電子納税のご案内」をご覧ください。

なお、納期限までに納付がない場合は、延滞税がかかりますのでご注意ください。

納税には、便利で安全な振替納税をお勧めします。振替納税のご利用を希望される方は裏面をご覧ください。

平成24年分 確定申告相談の日程等

1 相談会場

会 場	相 談 内 容	日 程
熊谷税務署 1階 受付開始AM8:30 相談開始AM9:00	申告相談 (所得税)	1月4日 (金)～4月1日 (月)
	申告相談 (消費税)	1月4日 (金)～4月1日 (月)
	申告相談 (贈与税)	2月1日 (金)～3月15日 (金)
	青色コーナー	3月4日 (月)～3月8日 (金)
	※原則、土・日曜日・祝日は開設せず、ただし、2/24と3/3の日曜日は、確定申告用紙の配布、申告相談、確定申告書の受付及び納付相談を行います (現金納付の窓口業務は行いません)。	
深谷コミュニティセンター 2階第一会議室 受付時間AM9:30～PM3:30 (正午～PM1:00は昼休み)	申告相談 (所得税) (税理士無料相談)	2月15日 (金)～3月12日 (火) 土・日曜日は開設せず

2 申告書等提出場所等

会 場	応 対 業 務 等	日 程
熊谷税務署 1階ロビー	記載済申告書收受 用紙配布	2月18日 (月)～3月15日 (金)
熊谷税務署 2階窓口	納税証明 納付	1月7日 (月)～4月8日 (月)
	税理士一括提出コーナー	3月4日 (月)～3月15日 (金)

税務署長

平成24年分 関与先企業等の従業員に係る確定申告書等の提出(受付)名簿

税 理 士 氏 名	
住 所	
氏 名 (名称)	
電 話	

No.	住 所 (市区町村名)	氏 名	提 出 書 類											その他		
			所得税	青 色	収 支	譲渡所得	贈与税	消費税	税理士法	税理士法	預貯金	e-Tax				
			申告書	申告書	内訳書	関係書類	申告書	申告書	第30条の	第33条の	口座振替	添付書類	所得税		贈与税	
5																
10																
15																
20																

(注) 1 当名簿は、2部(提出用及び控用)作成し、確定申告書等の提出書類とともに提出してください。

2 「提出書類」欄は、該当する箇所には○印を付してください。

3 該当する書類の欄がない場合は、「その他」欄に書類名を記載してください。

平成 25 年 1 月
税 務 署

公的年金等受給者の確定申告不要制度のご案内

税務行政につきましては、日頃からご理解とご協力をいただきありがとうございます。

平成 23 年度の税制改正において、公的年金等受給者の確定申告不要制度（以下「年金所得者の申告不要制度」といいます。）が創設され、各年分において一定の要件に該当する公的年金等に係る雑所得のある方については、平成 23 年分以後の所得税の確定申告書の提出が不要となりましたので、ご案内いたします。

※ 申告不要に該当する場合であっても、市区町村の住民税の申告が必要な場合があります。

【年金所得者の申告不要制度の概要】

平成 23 年分以後の所得税について、その年において、公的年金等に係る雑所得を有する居住者で、その年中の公的年金等の収入金額が 400 万円以下であり、かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下である場合には、その年分の所得税について確定申告書を提出する必要がないこととされました。

【国税庁ホームページが便利です】

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面案内に従って金額等を入力することにより、所得税の確定申告書を作成することができます。

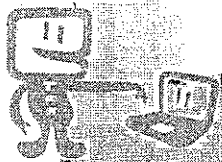
また、「確定申告書等作成コーナー」では、所得税の確定申告が不要であるか自動判定を行い、申告不要に該当する場合には、画面にメッセージが表示されます。

なお、申告不要に該当する場合であっても、所得税の還付金がある場合には申告不要のメッセージは表示されません。

この場合には、作成した確定申告書データを「確定申告書等作成コーナー」から e-Tax を利用して直接送信するか、紙に印刷して税務署に郵送等で提出することにより所得税の還付金を受け取ることができます。

平成 24 年分の確定申告に際して、是非、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただきますようお願いいたします。

年金所得者の申告不要制度についてお分かりにならないことがありましたら、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご覧いただくか、最寄りの税務署にお問い合わせください。



年金所得者の申告不要制度のご案内

平成23年分以後の各年分において、公的年金等の収入金額が400万円以下（※）で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告書を提出する必要がありません。

- この場合であっても、所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。
- この場合であっても、確定申告書の提出が要件となっている控除（例えば、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除など）を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

※ 複数の公的年金等を受給されている場合は、その収入金額の合計

ご注意ください！

所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

詳しくは、お住まいの市区町村にお尋ねください。

★ 「公的年金等に係る雑所得以外の所得」で主なものの所得金額の計算方法は、次のとおりです。

所得の種類	所得の内容	所得金額の計算方法
給与所得	給与・賞与、パート収入など	給与等の収入金額 － 給与所得控除額 なお、給与等の収入金額が85万円を超える場合には、所得金額は20万円を超えることになります。
雑所得 (公的年金等以外)	個人年金、原稿料など	総収入金額 － 必要経費
配当所得 ※上場株式等に係る配当所得の申告不要制度を選択した場合を除きます。	株式や出資の配当など	収入金額 － 株式などの元本取得に要した負債の利子
一時所得	生命保険の満期返戻金など	{総収入金額 － 収入を得るために直接要した金額 － 特別控除額(最高50万円)} × 1/2

○税に関する情報は国税庁ホームページへ

www.nta.go.jp

国税庁

検索

○確定申告する場合にはe-Taxが便利です！

www.e-tax.nta.go.jp

イータックス

検索

所得税の確定申告要否の判定表

平成 24 年分の公的年金等の源泉徴収票をご用意ください！

平成24年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所		
氏名	生年月日	1月	2月
区	分	支払金額	源泉徴収税額
法第203条の3第1号適用分			
法第203条の3第2号適用分			
法第203条の3第3号適用分			

平成24年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所		
氏名	生年月日	1月	2月
区	分	支払金額	源泉徴収税額
法第203条の3第1号適用分			
法第203条の3第2号適用分			
法第203条の3第3号適用分			

- ①平成24年分のご本人様の源泉徴収票をご用意ください。
 - ②源泉徴収票の支払金額が公的年金等の収入金額です。
- ※ 複数ある場合は合計した金額を記載してください。

あなたの公的年金等の収入金額は

万円

所得
税の
確定
申告

公的年金等の収入金額の合計額は、400 万円以下である

はい

公的年金等以外に申告する所得がない

はい

所得税の確定申告書の
提出は不要です。

(裏面の■部分参照)

いいえ

公的年金等以外の申告する
所得は 20 万円以下である
(裏面の★部分参照)

はい

所得税の確定申告書を
提出してください。

※所得税額が発生しない場合は
確定申告は不要です。

いいえ

次に当てはまるときは、住民税の申告が必要です。

住民
税の
申告

- ① 公的年金等に係る雑所得のみがある方で、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除（社会保険料控除や配偶者控除、扶養控除、基礎控除等）以外の各種控除の適用を受けるとき
- ② 公的年金等に係る雑所得以外の所得があるとき

住民税に関するご質問は、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

平成24年分 深谷コミュニティセンターにおける 無料税務相談 実施要領

会 場 : 深谷コミュニティセンター 2階「第一会議室」

(深谷市本住町17-1)

実施期間 : 平成25年2月15日(金)～3月12日(火)

受付時間 : 午前9時30分～午後3時30分(正午～午後1時は、昼休みです。

混雑状況により、受付時間を変更する場合があります。)

(会場利用可能時間：午前9時～午後4時)

集合時間 : 午前9時00分(2階「第一会議室」)

1 本年度の留意点等

- (1) 本年度も原則として、署の相談会場に設置するものと同じ「作成コーナー用パソコン」を使用(国税庁HP内の「確定申告書作成コーナー」は使用しません。)
した、電子申告による申告書作成(送信)を行ないます。

なお、署の「作成コーナー用パソコン」を使用するため、申告書データの送信に当たっては、税理士の電子証明書は使用しません。

また、納税者の電子証明書も必要ありません。(ただし、電子証明書等特別控除は適用できず、また、第三者作成添付書類の提示又は提出は省略できないことにご留意願います。)

- (2) 1人に1台パソコンを配備して申告相談を行なうため、着座による個別相談方式となります。
- (3) 利用者識別番号の重複付番を防ぐ目的で、「利用者識別番号検索システム」を活用します。(署職員が操作します。)

- (4) 署職員が会場サポートとして1日常駐します。

なお、收受印を持参しますので、收受も行ないます。

- (5) 相談対象者

- ① 給与所得の方で医療費控除などの申告をされる方
- ② 平成24年中に退職された方などで年末調整がお済みでない方
- ③ 給与所得・雑所得・配当所得・一時所得のみの方
- ④ 公的年金を受給している方で申告をされる方(注：参照)

(注) 年金所得者の申告手続不要制度への対応

確定申告書等作成コーナーにおいては、税額の算出前までの入力終了時に申告不要に該当する場合に、確定申告書の提出が不要である旨メッセージが表示されます(株式の損失繰越があった場合等により表示されない場合もあります。))。

当会場において、このメッセージが表示された場合には、納税者に住民税申告書を交付して住所・氏名のみの記載と押印を指導し、確定申告書第二表及び添付書類を添付の上、預かることを考えています。

なお、確定申告書第二表については、作成コーナーの提出方法を書面出力に切り替えた上で、確定申告書第二表のみを出力することが可能です。

出力した確定申告書第二表の文字を二重線などで抹消してください。

また、配偶者特別控除に該当する方につきましては、配偶者の合計所得金額を第二表の「障害者控除氏名」欄の右下余白に「◎所得 000,000 円」と円単位で記載してください。

2 集合時刻

午前9時（開場前の事前打合せ等が必要なため。）

3 開場前の準備等

- (1) 受付担当として1名従事していただきますので、あらかじめ受付担当の方の決定をお願いします。
- (2) 税務署から連絡事項等があれば署職員よりお伝えします。

4 相談時の留意事項

- (1) 受付担当（1名）

イ 番号札を納税者に配付します。

ロ 受付表にチェックを記入し、来所人数を記録します。

ハ 番号札、添付書類提出用シート及び本人が持参した源泉徴収票等を預かりクリアファイルに入れて保管します。

（納税者が持参した「お知らせはがき」もしくは「お知らせ通知書」、前年以前の「電子申告・納税等に係る利用者識別番号等の通知」、「申告書等送信票（兼送付書）」及び「即時通知書」等から利用者識別番号（16桁）を確認しますが、納税者が利用者識別番号を取得しているか不明な場合又は当日確認できない場合には、クリアファイル内の源泉徴収票等により署職員がパソコンで利用者識別番号の検索を行い利用者識別番号の有無を確認します。）

ニ 待合場所へ誘導します。（医療費等の集計がされていない方は、記載所へ誘導します。）

ホ 順次、相談担当税理士への誘導と案内を行ないます。（番号順に呼出案内を行ないます。）

- ※1 開場時間前に来場者が混み合ってしまった場合には、事前に番号札を配付するなど、受付順に案内できるよう配慮をお願いします。
- ※2 昼休み前（午前 11 時ごろ）や相談受付終了前（午後 3 時ごろ）の会場の混雑状況により面接可能人数を考慮し、必要に応じて受付時間の調整をお願いします。
なお、昼休み前に午前の受付けを終了した来場者につきましては、番号札等により午後の相談に対応したいと考えています。
- ※3 受付は、原則午後 3 時 30 分までです。（時間になり次第「受付終了」の札を入口に掲げます。）

(2) 相談担当（5～6 名）

- イ 利用者識別番号がない場合、申告書作成コーナー用パソコンを使用して、「電子申告・納税等開始届」を送信し、番号を取得します。送信の際、別紙 1「利用者識別番号等の通知」が印刷されます。
- ロ そのまま次の画面（申告書作成コーナー）で、申告書データの作成を行うことができます。利用者識別番号取得コーナーから申告書作成コーナーに連続して行うことにより住所・氏名・利用者識別番号の入力は不要となります。
- ハ 利用者識別番号がある場合、直接「申告書作成コーナー」で申告書データの作成を行います。（利用者識別番号の入力誤りに注意してください。）
- ニ 申告データ送信後、別紙 2「申告書等送信票（兼送付書）【提出用】」、別紙 3「申告書等送信票（兼送付書）【控用】」、別紙 4「申告内容確認票」が出力されます。

納税者には別紙 1「利用者識別番号等の通知」（新規取得者のみ）、別紙 3「申告書等送信票（兼送付書）【控用】」、別紙 4「申告内容確認票」及び e-Tax 推進のパンフレットを交付し「重要書類在中」の封筒を渡してください。

- ホ 別紙 2「申告書等送信票（兼送付書）【提出用】」は、源泉徴収票等を貼付した添付書類提出シートまたは、添付書類を封入した添付書類提出用封筒と医療費控除の明細書等とともにクリアファイルに入れ、提出箱に入れてください。

- ※1 別紙 2・3「申告書等送信票（兼送付書）【提出用・控用】」及び別紙 4「申告内容確認票」には、納税者に対し、「控えとなる申告内容確認票には受付日時が印字されるので收受印と変わりはない」旨の説明を行い、原則、收受印は押印しません。

なお、收受印の押印を希望する者については、收受印を別紙 3「申告書等送信票（兼送付書）【控用】」に押印する。

- ※2 電子申告であっても添付書類については、原則提出するよう指導してください。

また、納税者が医療費の領収証や証明書等の返戻を希望した場合は、署職員が添付書類を確認した後、納税者へ返戻します。

5 昼休み（正午～午後1時）

昼休みの時間帯は受付を行いません。

昼食場所は、深谷コミュニティセンター2階「和室」となります。（昼食は、税理士会で用意しています。）

※ 「和室」の利用可能時間は、原則、午前11時30分から午後2時30分までです。利用した後は利用前の状態に戻していただくようお願いします。

6 受付終了後（午後3時30分受付終了）

相談会場の利用可能時間は午後4時までとなっておりますので、当日の反省点や改善点等がありましたら、署職員にお伝えください。

7 その他

- (1) パソコンのトラブル時は、担当の署職員へ連絡してください。
- (2) 誤送信時に印刷した用紙等については、担当の署職員へ引継いでください。
- (3) 納税者との申告相談が終了した際に、忘れ物等がないか確認をお願いします。
- (4) 受付担当は、一日の業務終了後、「平成24年分確定申告期無料申告相談実施状況報告書」を作成（従事者全員の署名）し、署職員にお渡しください。
- (5) 別紙5「平成24年分無料申告相談日程表」

○ 利用者識別番号等の通知

重 要 書 類

PC名称 : S01192011

利用者識別番号等の通知

開始届出（個人の方用） 作成コーナー

国税 太郎 様

送信された内容を受け付けました。

受付番号 :

提出年月日 : 平成24年

提出先 : 所沢税務署

国税電子申告・納税システムへご登録いただき、ありがとうございました。

国税電子申告・納税システムをご利用いただくために必要な利用者識別番号と暗証番号は以下のとおりです。

利用者識別番号 (半角数字・16桁)	1 [REDACTED] 1
暗証番号 (半角英数小文字)	Nta12345

利用者識別番号と暗証番号について

- ※ お知らせした利用者識別番号及び暗証番号は、国税電子申告・納税システムを利用する際に必要なものですので、適切な管理をお願いします。
- ※ 国税電子申告・納税システムをご利用の際には、電子証明書の取得、ICカードリーダーライタの購入などの事前準備が必要です。
- ※ 来年以降、税務署で申告を行う際には、こちらの書類を併せてお持ちください。

送信した内容について誤りがある場合は、提出先の税務署にお問い合わせください。
(お問い合わせの際には、利用者識別番号をご用意ください。)

この書類は大切な書類ですので、適切に保管してください。

所沢税務署 行

平成 24 年分の所得税の申告内容確認票 B

氏名 国税 太郎
住所 埼玉県所沢市
生年月日 1980.01.15
職業 会社員
収入金額 1,000,000
所得金額 870,000
支払金額 127,760
納税金額 127,760

収入金額等	所得金額	所得から差し引かれる金額に関する事項	所得金額
給与所得	870,000	給与所得控除	127,760
退職所得		退職所得控除	
配当所得		配当所得控除	
利息所得		利息所得控除	
雑所得		雑所得控除	
合計	870,000	合計	127,760

※ 所得金額の計算方法は、別紙4「所得金額の計算方法」を参照してください。

第二表

平成 24 年分の所得税の申告内容確認票 B

氏名 国税 太郎
住所 埼玉県所沢市
生年月日 1980.01.15
職業 会社員
収入金額 1,000,000
所得金額 870,000
支払金額 127,760
納税金額 127,760

収入金額等	所得金額	所得から差し引かれる金額に関する事項	所得金額
給与所得	870,000	給与所得控除	127,760
退職所得		退職所得控除	
配当所得		配当所得控除	
利息所得		利息所得控除	
雑所得		雑所得控除	
合計	870,000	合計	127,760

○ 特別調書用表等

収入金額	所得金額	所得から差し引かれる金額に関する事項	所得金額
収入金額		所得金額	
所得金額		所得から差し引かれる金額に関する事項	

○ 住民税・事業税に関する事項

収入金額	所得金額	所得から差し引かれる金額に関する事項	所得金額
収入金額		所得金額	
所得金額		所得から差し引かれる金額に関する事項	

平成24年分 無料申告相談日程表

	実施日	従事会場	(内 他支部)	従事日数	
1	2月15日(金)	深谷市コミュニティセンター	(内 2.0)	7.0	人日
2	2月18日(月)	深谷市コミュニティセンター	(内 2.0)	7.0	人日
3	2月19日(火)	深谷市コミュニティセンター	(内 2.0)	6.0	人日
4	2月20日(水)	深谷市コミュニティセンター	(内 2.0)	6.0	人日
5	2月21日(木)	深谷市コミュニティセンター	(内 2.0)	6.0	人日
6	2月22日(金)	深谷市コミュニティセンター	(内 2.0)	6.0	人日
7	2月25日(月)	深谷市コミュニティセンター	(内 2.0)	7.0	人日
8	2月26日(火)	深谷市コミュニティセンター		6.0	人日
9	2月27日(水)	深谷市コミュニティセンター		6.0	人日
10	2月28日(木)	深谷市コミュニティセンター		6.0	人日
11	3月 1日(金)	深谷市コミュニティセンター		7.0	人日
12	3月 4日(月)	深谷市コミュニティセンター		7.0	人日
13	3月 5日(火)	深谷市コミュニティセンター		6.0	人日
14	3月 6日(水)	深谷市コミュニティセンター		6.0	人日
15	3月 7日(木)	深谷市コミュニティセンター		6.0	人日
16	3月 8日(金)	深谷市コミュニティセンター		7.0	人日
17	3月11日(月)	深谷市コミュニティセンター		7.0	人日
18	3月12日(火)	深谷市コミュニティセンター		7.0	人日
19					人日
20					人日
		従事日数合計	(内 14.0)	116.0	人日

所得税の確定申告は、e-Tax をご利用ください

所得税の確定申告期限は3月15日(金)です。

国税庁ホームページ(www.nta.go.jp) にアクセス!!

確定申告書等作成コーナーをご利用ください。

所得税・消費税申告書のほか、青色決算書・収支内訳書なども作成できます。

確定申告書等作成
コーナーをクリック

作成したい申告書等
の種類を選択

画面の案内にしたがっ
て金額などを入力

できあがった申告書等
を印刷して郵送



e-Tax (電子申告) を利用する場合は、所定の手続きが必要となります。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。か税務署へお問い合わせください。

できあがった申告書等
を e-Tax で送信



～ 所得税の確定申告 e-Taxをご利用いただくメリット ～

○ 国税庁ホームページから電子申告

自宅から国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、e-Tax で送信できます。

○ 最高 3,000 円の税額控除

平成 24 年分の所得税の確定申告を本人の電子署名及び電子証明書を付して、e-Tax で法定申告期限内に行くと、所得税額から最高 3,000 円の控除を受けることができます(平成 19 年分から平成 24 年分の間でいずれか 1 回)。

○ 添付書類を提出省略

所得税の確定申告を e-Tax で行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容(病院などの名称・支払金額等)を入力して送信することにより、これらの書類の提出又は提示を省略することができます(法定申告期限から 5 年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。)

○ 還付がスピーディー

e-Tax で申告された還付申告は早期処理しています(3 週間程度に短縮)。

さらに便利で使いやすく!
ネット上でどこでも申告・納税。



税理士による所得税の無料相談会場のご案内

会 場	受 付 期 間	受 付 時 間
深谷コミュニティセンター 深谷市本住町 17-1 (JR 深谷駅徒歩 15 分)	平成 25 年 2 月 15 日(金) ～ 3 月 12 日(火) まで (土・日曜日は除きます。)	午前 9 時 30 分～午後 3 時 30 分 (正午から午後 1 時の間は、相談は行っていないです。 混雑状況により、受付時間を変更する場合があります。)
	受 付 の 対 象 (熊谷市・深谷市・寄居町にお住まいの方)	
	① 給与所得の方で医療費控除の申告をされる方 ② 平成 24 年中に退職された方などで年末調整がお済みでない方 ③ 公的年金等を受給している方で申告をされる方(注 1 参照) ④ 給与所得・雑所得・配当所得・一時所得のみの方	

注 1 平成 23 年分の確定申告から、公的年金等の収入金額の合計額が 400 万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下である場合には、所得税について確定申告書の提出は不要となりました。詳しくは、熊谷税務署にお問い合わせください。

注 2 当会場は、関東信越税理士会熊谷支部の協力により運営されます。

注 3 当会場は、事業所得、不動産所得、譲渡所得及び贈与税・消費税についての相談はお受けできませんので、国税庁ホームページをご利用いただくか熊谷税務署までお越しください。

《お問い合わせ先》

熊谷税務署 Tel 048-521-2905 (自動音声案内)

熊谷税務署・熊谷県税事務所・熊谷市・深谷市・寄居町

平成 24 年分 医療費の明細書

住 所 _____

氏 名 _____

医療を受けた人	続柄	病院・薬局などの所在地・名称	控除の対象となる医療費の内訳		左のうち保険金などで 補 填 される 金 額
			治療内容・医療品名など	支払った医療費	
				円	円
合 計				A 円	B 円

【控除額の計算】

支払った医療費	円	A	所得金額の合計額	円	D	医療費控除額 (C - F)	円	G
保険金などで 補填される金額	円	B	$D \times 0.05$	円	E	(最高 200 万円)		
差引金額 (A - B)	円	C	E と 10 万円のいずれ か少ない方の金額	円	F			

所得税の確定申告により医療費控除を受けられる方へ

あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費がある場合は、医療費控除として所得から差し引くことができます。

☆ 医療費控除の対象となる医療費とは、次の（１）や（２）に当たるものをいいます。

（１）次のものの対価のうち、その病状などに応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額

- ① 医師、歯科医師による診療や治療
- ② 治療、療養に必要な医薬品の購入
- ③ 病院や診療所（指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設を含みます。）又は助産所に収容されるための人的役務の提供
- ④ 治療のためのあんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師などによる施術
- ⑤ 保健師や看護師、准看護師、特に依頼した人による療養（在宅療養を含みます。）上の世話
- ⑥ 助産師による分べんの介助

（２）次のような費用で診療や治療などを受けるために直接必要なもの

- ① 通院費用、入院の部屋代や食事代の費用、医療器具の購入代や賃借料の費用
- ② 義手、義足、松葉づえ、義歯などの購入の費用
- ③ 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法などの規定により都道府県や市町村に納付する費用のうち、医師などの診療費用や①、②の費用に当たるもの

☆ 次のような費用は、控除の対象になりません。

- （１）容姿を美化し、容ぼうを変えるなどの目的で行った整形手術の費用
- （２）健康増進や疾病予防などのための医薬品の購入費
- （３）人間ドックなどの健康診断のための費用（ただし、健康診断の結果、重大な疾病が発見され、引き続き治療を受けるときのこの費用は控除の対象に含まれます。）
- （４）親族に支払う療養上の世話の費用
- （５）治療を受けるために直接必要としない近視、遠視のための眼鏡や補聴器等の購入費用